

平成 29 年 12 月 26 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行等について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成29年12月15日に公布、平成30年度1月1日に施行されることから、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛別添の通知がなされ、本会に対して別添の周知方依頼がありました。

本改正の主な内容は、①風しんを診断した医師の届出について、診断後「直ちに」に変更すること（改正前は「7日以内」）、②百日咳を診断後7日以内に届け出なければならぬ五類感染症（全数把握疾患）とすること（改正前は「定点把握疾患」）であります。

また、これに伴い、「感染症発生動向調査事業実施要綱」及び「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の改正がなされました。